育児休業期間に係る賃金証明書

　当社においては、育児休業期間中、賃金台帳、出勤簿（タイムカード）を作成しておらず、また、育児休業期間中に関する規定を明記した就業規則及び給与規定もないため、当社の被保険者である下記の者につきまして、育児休業給付金対象期間における休業日数及び賃金支払額を下記の通り証明いたします。

記

**１　被保険者番号**

**２　被保険者氏名**

**３　支給単位期間**　　　　　　①令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　②令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日

**４　就労の有無**

　　ア　就労していない

イ　３の期間内において就労した又は賃金が発生した

　　　（その１）

　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　　　就業日数　　日（　　時間）

　　　　賃金支払日　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　 支給金額　　　　 　円

　　　（その２）

　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　　　就業日数　　日（　　時間）

　　　　賃金支払日　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　支給金額　　 　　　円

（その３）

　　　　令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日　　　就業日数　　日（　　時間）

　　　　賃金支払日　　令和　　年　　月　　日　　　　　　　　　　支給金額　 　　　　円

**５　職場復帰等の有無**

ア　復帰している（復帰日：令和　　年　　月　　日　週所定労働時間が　20時間以上・20時間未満）

　　　復帰した場合は必ず出勤簿・タイムカード等、確認できる書類を添付してください。

イ　退職している（退職日：令和　　年　　月　　日）

ウ　復帰していない

エ　次の子に係る産休の有無（有・無）→　休業が確認できる書類（産休申出書等）の添付が必要です。

※退職または労働条件の変更（一時的な変更を除く）により、週所定労働時間が20時間未満での復帰の場合は、「雇用保険被保険者資格喪失届」を支給申請と同時、または支給申請より先にご提出ください。

上記の記載事実に相違ありません。

令和　　年　　月　　日

　　　　公共職業安定所長　殿

事業所名

所在地

事業主名